令和３年第２回（６月）利島村議会定例会付議案件

行政報告

一般質問

報告第　１号　令和２年度利島村繰越明許費繰越計算書について

議案第２５号　令和３年度東京都利島村一般会計補正予算＜第１号＞

令和３年第２回（６月）利島村議会定例会日程表

日程　１　行政報告

日程　２　一般質問

日程　３　報告第　１号　令和２年度利島村繰越明許費繰越計算書について

日程　４　議案第２５号　令和３年度東京都利島村一般会計補正予算＜第１号＞

行政報告

この報告は、令和３年第１回定例議会閉会日（令和３年３月２２日）の翌日から令和３年第２回定例議会開会日（令和３年６月１５日）の１週間前までの行政の重要な動き（広報等により周知済みの事案を除く。）を概括的にまとめて、利島村議会に報告するものです。

報告者　　副村長

１　利島村新型コロナウイルス感染症対策本部の会議の開催について

緊急事態宣言の再発令、延長、再延長に伴い、利島村新型コロナウイルス感染症対策本部を令和３年４月２３日、５月１１日、５月２７日、６月２日に開催し、公共施設等の運営時間の見直しや議会中継の実施、民宿や商店、農漁業者に対する支援を決定するとともに、速やかに実行に移した。

２　第３セクターのあり方に関する国や東京都等への相談について

第３セクターの株式会社ＴＯＳＨＩＭＡについて、運営の形態や今後の在り方について国の総務省自治財政局公営企業課（令和３年４月７日電話相談）のほか、社団法人や財団法人の公益認定を行っている東京都生活文化局都民生活部法人管理課、地方公共団体の行財政運営に関する助言及び連絡調整を行っている東京都総務局行政部市町村課（令和３年６月４日訪問相談）に相談を行った。

最も村民の利益となるように検討を進めていく。

行政報告

報告者　教育長

１　利島中学校の修学旅行、島外学習の実施について

本年度、利島中学校では、宿泊を伴う行事として、修学旅行（令和３年６月２２日から２６日まで、京都・奈良)、島外学習（令和３年６月２３日から２７日まで、長野＜牧場体験＞）を計画していたが、中学生に対して新型コロナ感染症のワクチン接種が行われることにより、子供たちの健康、及び安心・安全の観点から２回目のワクチン接種を終えた後に行うことが望ましいと判断し、秋に延期することとした。

なお、小学校の修学旅行（令和３年７月４日から８日まで、日光方面）については、予定通り実施する。

２　交流事業について

利島村、檜原村友好村連携事業として、例年夏休み中に行っている＜サマースクール＞は、新型コロナ感染症の影響により、昨年度に引き続き中止となった。また、東京都の全島参加により実施される「多摩・島しょ子供体験塾」も同様に中止となった。

行政報告

報告者　　総務課長

１　ＩＰ告知端末について

防災行政無線のデジタル化に伴い、村民の皆様全員がＩＰ告知端末のタブレットをご利用できるように見直しを行い、全戸配布を完了した。

また、５月末から勤労福祉会館で商店や一般の村民の方でもＩＰ告知端末への情報配信ができる環境を整備した。

配信できる情報は、商品入荷のお知らせ、キャンペーン、セール情報、地域活動やサークルの会員募集・活動のお知らせ、不用品の譲渡、求人、イベントなどとなっており、配信をご希望の際は、職員にお声掛けいただきたい。

また、お持ちのスマートフォンでＩＰ告知端末の情報が見られるようにし、ＩＤとパスワードのお知らせを全員に送付した。

２　監査委員より

令和３年第１回（３月）定例会において、㈱ＴＯＳＨＩＭＡの平成２７年度監査について、再度会計監査を実施することとなり、監査実施の件について、監査委員より報告があった。

内容は、別紙のとおり。

（別紙）

東京都利島村長　前田　福夫殿

令和　3　年　5月　28　日

代　表　監　査　委　員　　村上　勝巳

監　査　委　員　　前田　清

監　査　実　施　の　件

当年3月の定例議会において、参考人招致された前代表監査より平成27年度の監査において充分な監査が実施出来ず不備があったやも知れないとの指摘があり、再度当時（平成27年度）の（株）TOSHIMAの会計監査を実施するはこびとなった。

審 査 の 概 要

(1)審査の対象

①平成27年度の決算報告書
②総勘定元帳
③請求書・領収書綴り
④銀行預金口座
⑤当時を知る担当者への聴取

(2)審査の期日及び場所

場所:利島村役場　2階会議室
期日:令和3年5月25日(火)～5月28日(金)

(3)審査結果

総勘定元帳に基づき入・出金について請求書・領収書との突合を行い漏れ・誤記入等の発生が無いかを入念に調査、または預金通帳との入出金の事実確認を行い、いづれも適正に処理されている事を確認しました。
また当時を知る担当においても不信な言動は見られなかった。

行政報告

報告者　　住民課長

１　コロナワクチン接種の実施について

医療従事者等への接種を令和３年４月２１日・５月１０日に２４名、高齢者在宅サービスセンター通所者等への接種を５月１１日・６月１日に１３名、住民等への接種の１目目を５月２２日・２３日に２２７名に実施した。

住民等への２回目の接種については、６月１２日・１３日に実施し、予備日として６月１６日（７月７日）、６月３０日（７月２１日）に実施する。

５月３１日にワクチンの接種対象年齢が１２歳以上に引き下げられたことから、６月１２日に１２歳以上の子どもの１回目の接種を実施する。

６月１日現在、対象住民は、２８５名おり、うち接種を希望しない方、島外での接種を希望する方が２２名となっている。接種希望者２６３名のうち、１回目接種率は８８．６％、２回目接種率が１４．１％となっている。７月２１日に希望者全員への接種が終わる見込みである。

ワクチンの使用期限が令和３年８月３１日までとなっているため、余ったワクチンは大島町に輸送する予定である。

９月以降に１２歳となる子どもや転入者への接種は、今後、東京都と対応について協議していく。

行政報告

報告者　　産業・環境課長

１　浄水場の急速ろ過施設の完成について

令和３年３月26日、浄水場の急速ろ過施設整備が完成した。

２　椿害虫薬剤散布について

令和３年４月23日（金曜日）、第１回目のエダシャク類生息密度調査を実施した。

従前の爆発的な発生時と同様の傾向が確認されたことから、令和３年４月23日に80[ha]について、薬剤散布を決定した。

散布については、利島ふぁーむ株式会社へ委託し、４月26日（月曜日）から５月８日（土曜日）までの間、散布を行った。

５月17日（月曜日）に散布後の生息密度調査を行った結果、エダシャク類生息密度の数値が確認できたが、散布していない箇所については増加しているため、引き続き注視していく必要がある。

７月上旬に再度幼虫密度調査を実施して経過観測を行う。

３　集落環境清掃・美化の日の実施について

令和３年６月５日（土曜日）、集落環境の一斉清掃を実施した。

参加いただいた方々に感謝申し上げる。

行政報告

報告者　　勤労福祉会館館長

１　ラフテレーン・クレーンの利用状況について

令和３年３月から５月まで間、ラフテレーン・クレーンの貸出実績は無い。

伊豆七島海運㈱の貨物船への荷役作業での使用実績は、令和３年３月は７日、令和３年４月は７日、令和３年５月は５日、計１９日となっている。

令和3年度第二回定例議会一般質問

前田　清

⑴　浄水場への電源ルートのバックアップ化について

半端ない風が吹いて都道西回り線の電線(現焼却場・浄水場へ電力を供給)が破断される事態が今年冬場に発生しました。偶々修復業者が直ぐに来島され対応してもらった為に事無きを得たと思いますが、非常用発電機だけでは限界があります。生活用水を造る浄水場への電力が長期にわたり遮断されれば、たちまち住民生活は支障をきたす事になります。そこで、西回りルートの他にバックアップ用として東回りルートを設置するという安心安全策は考えられないでしょうか？
太陽光発電が稼働するまでは大分時間がかかると思いますが！

⑵　利島のアピール策について

今般、東京都において、島嶼地域における観光連携実践プロジェクトなる事業が実施されるとの事の様ですが、受け入れる側として利島をアピールする物が何も無いのは余りにも寂しい気がします。
そこだ提案ですが、「椿」&「さくゆり」は利島村の村花と言える存在でありながら来島者を受け入れる島の商店・民宿・商店等何処にもアピール写真が飾られていません。行政で一括制作して各店舗に2～3枚づつ配布して飾ってもらうと言うのはどうでしょうか？たいした経費は掛からないと思います。
次は「椿」が咲く時期・「さくゆり」が咲く時期に来てみたいと言うリピート心を芽生えさせる切っ掛けになるのではと思います。この際検討願えないでしょうか？

⑶　放置車両の撤去の進捗状況について

前回質問させていただいた放置車両の撤去が進んでいない様に思われます。
景観上特に問題と思われるのが、桟橋を上って来た所に放置されている2台の（利島のモニュメント前）車両及び保育園上の砂利採取跡地前方の1台です。
浜の2台は持主が判明していると聞いています。さっさと移動し撤去費用請求の手続きに入るべきと思います。条例が必要なら制定も問題ないと思います。
また、港の廃船についてですが、漁組が対応するのでは無く港湾局または行政府が処理を実施するのが一般的な様です。
細かく破砕すれば処理費用は「数十万円／1隻」に収まるのではとの事です・
合わせて実施方向で検討ねがいます。

⑷　役場の文書セキュリティに関して

昨年末ある管理職のパソコンに保存されていた資料が流布された事件が発生しました。たまたまパソコンが開いていてそれを目にした職員がプリントしたものか、あるいは机上に放置された文書を見て持ち出したかどうか？真意は不明ですが（意図してパソコンを探ったなら別問題）、本来、秘匿されるべき情報が出回ると言う事は有ってならない事とおもいます。「特に人事評価情報・人件費情報等などの個人情報」事務所内のセキュリティーはどうなっているのかお伺いします。

⑸　愛らんどシャトルの運行に関して

現行の愛らんどシャトルは2機体制にて運用されていると聞いていますが、それが機体故障で欠航になるとはどう言った事情によるものなのでしょうか？
常識的にはもう1機あるはずなのにどうして？と考えますが・・・・
気象条件による欠航なら諦めもつきますが船便が不安定な冬場は影響が大と思います。大多数の島民の思いとしてお調べ頂きご返答ねがいます。

（本頁は白紙です）

令和３年　６月定例議会　一般質問　　村山 将人

●コロナ感染症対応のその後

ワクチン接種も希望住民には殆どが行きわたったと伺います。私も先日円滑なオペレーションのもとで接種をしましたが、ここに至るまでに大島保健所や利島診療所、住民課をはじめとした村役場職員の方々の準備・調整・シミュレーションが行われたことと思います。この接種にあたっては様々な懸念が想定される中、多くの住民は満足だったであろうと思います。感染者数０を維持する利島村民の方々の努力と同時に、行政の様々な支援・尽力に合わせて感謝します。

さて全国的にはまだまだ感染状況が落ち着きを見せない中で、接種後のアフターコロナの準備を進めていかなければならないと思いますが、それらの検討状況はどのようになっているでしょうか？

・子供たちへの影響が特に大きいと感じますが、中止・延期となってしまった学校行事に対するフォローや低年齢へのワクチン接種へ向けた検討状況は？

・今年の夏まつり等の開催可否に関する検討状況は？

・コロナ関連予算のその後の状況は？

●利島村廃棄物処理基本計画の内容に関して

・P33.粗大ごみ破砕機設備の整備に関して、移動式破砕機整備が望まれるとありますがどのような運用を想定しているのか？

・P46.令和７年度の資源化率３７％以上を目標とするとありますが、具体的な根拠とは？また、実際住民の負担としてはどの様なことが想定されているのか？

・P48.事業系ごみの適正排出の推進とあるが、具体的にはどのような事を想定しているのか？ストックヤードに仮置きされているコンクリートガラの排出・再利用に関する検討は？住宅の新築・解体の際に大量に排出されるであろうゴミに関しては？

・P54.循環型処理システムの検討とは？

・P55.関連施策の各項目内の具体的な説明をお願いします。

●ブロードバンド事業に関して

IP 告知端末の本格運用が始まり、村内では評価する声が多く聞かれます。村としての感触や実際運用してみての問題点、また今後の展望は？

以上　宜しくお願い致します。

（本頁は白紙です）

2021年 6 月15日
日本共産党 利島村議会
議 員　笹 岡　寿 一

第2回定例議会　一般質問通告書

質問に先立って

住民の諸要求の内、高校生までの医療費の無料化、修学支援金の増額、補聴器の購入費用に対する助成が実現しています。

これは、住民の皆さんが粘り強く努力してきて成果です。

しかし、要求の多くは拒絶されてきていて、中々厳しい実情にあります。

引き続き今議会でも、住民の皆さんの諸要求の実現に向けて、皆さんと力を合わせて、頑張っていきたいと思っています。

前田村長に於かれては、今秋任期を迎えますが、住民の皆さんの願いを受け止めて頂いて、住民生活の向上のために尽力を願うものであります。

コロナ対策

島しょに於ける、本年5月31日現在での感染者数は、大島23、新島1、神津1、三宅4、 御蔵2、八丈10、小笠原4、の合計45名となっています。

3 度目の非常事態宣言発出の再延長下にあって、全都で感染者が発生していないのは、本村と青ヶ島の 2 村だけになっています。

本村では、16歳以下を除く、全住民を対象にした、2回目のワクチン接種が一部の人を除いて、昨日14日までに実施されています。

接種していない人もいますし、「ワクチンの効果自体も100％ではない」と言われています。感染防止対策は引き続き実施しなければなりません。

更なる警戒の強化が必要です。そこでの提案です。

① 全住民が島内で PCR 検査を受けられるよう、東京都に要請すること。

② 入島時に検温して、発熱者は隔離施設で PCR 検査を実施すること。

③ 今回ワクチン接種が受けられなかった人に対して、この先も、接種が受けられるように対策を講じること。以上、所管職員の答弁を求めます。

島外診療の際の旅費助成

依然として本件は、島しょ全町村住民共通の切実な要望課題となっています。

その後、三宅村でも新設されましたし、新島村では改善策が執られています。

今や本村の施策は、他島に比べて遅れ気味の状況になってきています。

日本共産党都議団が、「島しょの住民が島外医療にかかる際の交通費・宿泊費の 5 割補助を行う条例」提案を行う前に質問したのに対して、都は、「島外で通院等を行う場合、多くの交通費や日帰りできない場合の宿泊費など、相応の費用を要することは認識している」と認めています。(2019 年 3 月 17 日総務委員会)

私は、日本共産党の島しょ議員団、同都議団と力を合わせて、これからも東京都に対して助成措置を要望していきます。

村長に於かれては、積極的に都に要望されるよう求めます。

村は、東京都の制度実施を待つことなく、「島外診療の際の1回の旅費助成額を、2万5千円として年6回まで助成されたい」と要望します。村長の答弁を求めます。

電動カートの無償貸与

無償貸与制度の実施について、「社協と協議する」としていました。

実施に向けての対策を求めます。所管職員の答弁を求めます。

議会の録画中継

6月議会を目途に実施するものと思っていました。

進捗状況と現実化に向けての具体的な計画を所管職員に伺います。

IP 告知端末機と防災行政無線放送

IP 告知端末機は、モバイルルーターの活用による無償化措置によって、一挙に事業が進捗し、ほとんどの家庭、団体、企業に普及されている状況にあります。

操作に不慣れの面が多少あるものの、利便性については、多くの人が認識されてきているようです。そこで、防災行政無線放送の運用についての提案です。

行政の情報は、「全住民に等しく知らせるのが基本」と云う立場を堅持して、折角の装置の活用を自らの手で首を絞めるような、宝の持ち腐れにならないように、村が言う、「防災、生命に拘ることなく、従来どおり放送されたい」と考えます。

住民の中には、「船舶の欠航放送は不要」と云う声もあります。

誰が見ても海上、陸上共に時化模様の時には、「欠航」放送は不要と思いますが、陸上は穏やかだが、海上はうねりがあって、「欠航」とか、「西桟橋に就航」、或いは、愛らんどシャトルの「欠航」と云った場合などの他、「日々の暮らしに関することは放送されたい」と思います。所管職員の答弁を求めます。

又、漁協の放送施設の撤去について、村は、「電話連絡を以て、IP 告知端末機を活用して情報提供する、と言っている」と言います。

漁協では、「何とかして、従来どおり、直接放送できるように、施設を復元して欲しい」という要望があります。「対処されたい」と考えます。村長の答弁を求めます。

ゴミ処理対策

職員による回収処理作業で通常公務に著しく支障が生じていると思われます。

異常とも言える事態が、何故起きてきたのか。その要因は認識していますか。

回収処理業務対策として委託事業が計画されていたかと思えば、先日の広報では、「会計年度職員を募集」とありました。方針変更でしょうか。村長に伺います。

焼却施設の規模、並びに機能の概略的な計画が出来ているのであれば、資料提出をもって説明願います。建設用地の取得と併せて、所管職員に伺います。

人事対策と行政運営

職員の人事権は一般的には、首長の専権事項と言われています。

但し、公平、公正な人事権の行使を前提とした上での事と認識しています。

個々の人事の扱いに於いて、不公平、不公正の事象が見受けられる時は、議会がそれを指摘して、改善を求める行為までも否定しているものではありません。

今、住民の中から、今年度における人事について、「異常だ」と言う声が寄せられ

ています。その要旨は、具体的に職員の氏名を挙げて、人事の移動の他、特に、個々の職員に対する身分の扱いが、「異例になっている」と云うものであります。

私は、個々の職員名を挙げることはしませんが、住民の間では、「実質的な人事権は、田中副村長（以下、副村長と云う）が、握っていて、副村長の私的な“お気に入り”人事になっている」と云うのが、皆さんの見方の中にあります。

そこには、「副村長が職員に飲食席を設けたり、処分したりの飴と鞭の使い分けをしながら支配している」と云う指摘が職員以外からも聞かれています。

職員の中からは、「今の役場の中には、副村長に表面的には従っているが、内心は息が詰まる思いでいる職員が結構いる」と云う声も聞かれています。

これは、「職員の中には“面従腹背”と云った状況がある」と云うことでしょうか。

この根底には、この間、副村長によって、「村政史上異様な事件が次々に起こされてきている」行政手法と密接な関係があるように思います。

それは、この1年の議会質問に対する傾向を見ても、「村政の全般に及んで、主たる答弁は副村長が立っている」ところにも表れています。

かつて、前任副村長の大黒氏が、就任して数ヶ月したころ村長室で私に、「村長の政策の基本に関わる質問は、当然村長が答弁すべきかと思うが、それ以外の案件説明等に関する質問は、極力担当職員に答弁させて頂くことで協力頂きたい。

その事によって、職員の案件に対する理解と共に、日頃の行政実務の修得、及び村政運営の能力向上に繋がると考えている」と話していました。

私は、これを「一理有る考え」と受け止めて、その場で了解する旨同人に伝えています。勿論これを以て、彼が議会答弁に立たなかった訳ではありません。

指名を受けた時とか、職員の答弁に疑問が生じた際などは、訂正とか補足説明の答弁に立つことはありました。この状況は、多くの自治体で見られています。

私は一概に、「副村長の答弁は如何にあるべきか」と云う概念を有している訳ではありませんが、行政の議会答弁に対する大黒氏の考え方は理解しています。

その他にも今日では、住民説明会に於ける在り様などでも、「副村長の対応ぶりが目立っている」と参加された住民から聞いています。

昨今では、「人事権の行使のみならず、村政全般にわたって、副村長の意のままになっていて、村長の存在感はすっかり薄れている。それは、村が発した防災行政無線放送とIP告知の運用に伴う一連の広報からも、後に二転三転したが、それも含めて副村長の独断的な行為と見てとれる」と云う声が住民から聞かれています。

村長の存在感の薄れを指摘する住民の中には、「この前の村長選挙では、前田村長の立候補の挨拶文書を読んで、期待して彼に投票した。それが、今では看板だけの存在になっている。情けない」と嘆いている人もいます。

このような住民の声に対する、村長、並びに副村長の所見を伺います。

㈱TOSHIMAの利益金の返還

前議会までの㈱TOSHIMAの利益金の返還を求める度重なる質問について、

これまでの村長、副村長の答弁内容の逐一を述べることはしませんが、時には、

「事務所の確保に充てる」とか、「社員住宅の建設に充てる」と言ったり、他にも都の発言や最高裁の判例を持ち出したりして、返還することを拒絶してきました。

これら、都の発言や最高裁の判例は、本件とは事件の内容が異なっています。

いずれにしても、村長の同社に対する基本姿勢は、「一旦払い出した委託金は返還する考えはない。会社で自由に費消してよい」としているところにありました。

それが、前議会に至っては、村長は、「契約書には、“過払い金”となっている。

これは、あり得ないことである。利益金とは異なる。従って、返還すると云うことにはならない」とまで言い出す始末です。

言葉遊びをする考えはありませんが、今になって、「過払い金は、あり得ない」と言っても、貴方が5年以上に及んで締結してきている契約書には、「実費清算を以て、過払い金は返還する」と期日まで設定して明記してあります。

ここに云う、「実費清算を以て、過払い金は返還する」とは、実費に対して、過剰に払い過ぎているのが、過払い金であることは明白であります。

同社で計上されている利益金の主たる要因は、雇用計画した従業員数が、確保出来なかったことによって生じた結果の過払い金であります。

その過払い金によって生じた余剰金額は、当然のこと利益金になります。

その証拠に、それによって生じた、利益金（剰余金）の処分後の課税対象額を以て算出された法人税等を、数年にわたって納付しているではありませんか。

自分で契約書に「過払い金は返還する」と書き込んでおいて、「見解が異なる」と言って、済まされる問題ではありません。

監査委員の意見は出ていませんが、ただ一人の株主で、経営権を独占する村長が、「契約書にある、“過払い金”とは、利益金のことではない。従って、返還する義務はない」と主張する論の是非について、念の為に税理士に聞いてみました。

解答の要旨は、「契約相手の会社の代表者が別人であっても、その会社の株主が、公職にある村長と同一人物のみで、かつ経営費用を村の予算執行で運営している会社にあっては、契約書に定めがある以上、無理な主張」と言っています。

つまり、「過払いによって生じた余剰金は、利益金ではない」とする理屈は、「成り立たない」と云うことです。

ちなみに、株式会社という組織については、次のような定義があります。

『株式会社とは、日本における会社形態の一つで、株式という細分化された権利を有する株主から委任を受けた取締役という業務執行者が事業運営を行い、利益を株主に配当する法人格を有する事業形態のことをいう。』であります。

平成18年5月1日に施行された『会社法』では、株式会社に関しては、「所有と経営の分離」という考え方を基本としています。

株主が１人である「一人会社」では、設けなければならない必要最低限の機関は、株主総会と取締役1名で、他は任意となります。取締役が1人の会社の場合、定款で敢えて「代表取締役」は選任しませんが、会社設立登記の申請書等に「代表取締役」と記載し、また登記簿謄本（登記事項証明書）にも「代表取締役」と記載され

るので、実態は代表取締役と捉えて支障はないものです。
　また、株式会社経営の意思決定を行う取締役会の設置は義務付けられてはいませんが、設置する場合には、3人以上の取締役が必要となります。
　本村が所有する株式会社の場合、取締役は1名のみですので、当然のことながら取締役会という組織は設置することができません。よって、本来ならば取締役会に於いて決議すべき、「定款の変更」、「組織変更」、「取締役の選任・解任」等の重要事項の他、一切の事項は全て株主総会に於いて決定されることになります。
　株主総会では、本村が100パーセント出資して作り上げた、本村の所有に属するこの法人の株主は、本村の代表者である利島村長ただ一人ですので、この法人に係る全てのことが、「利島村長の考え一つで決定できる」と云うことになります。
　その為、経営における公明性、及び公平性を確保して行くためには、株主と株主総会の在り様等に関して、しっかりとした検討を加えて行く必要があります。
　本村が所有する株式会社と取締役との関係は、委任・準委任契約としての性質を持つ任用契約となり、当該取締役は労働基準法上の労働者には該当しないとされています。これに対して従業員は、会社とは雇用契約を締結して労働基準法第9条に定める労働者となります。
　以上に述べた事由を以て、村が、任用契約の相手方としている代表取締役なる人には、返還責任は問えないことになります。
　何故なら同人は、1株も有していないのであり、村長が経営する会社の経営業務を委嘱されているだけの、俗に言う、「雇われ社長に過ぎない」からであります
　従って、この場合の返還責任者は、必然的に前田村長になります。
　この事案は、全て前田村長の下で契約が交わされ、執行されてきた事案です。
　この間、幾度となく返還を求めてきましたが、村長は耳を貸すことなく、押し通してきた成れの果の事態です。決算時ごとに返還してさえいれば、何の問題も生じなかった事案です。それればかりではありません。村には、納税の義務はありません。
　返還金額に相当する財源を充当して、住民の利益につながる、各種のサービス事業の実施は充分できたことになります。村の公金は、住民の財産です。
　その意味からも、被害者は住民です。
　今となっては、村長自らの責任で返還することだけが、前田村長に課せられた、当然、かつ唯一の解決策なのではありませんか。
　返還措置を講じて、村財政を住民のために、効率的活用を図るよう求めます。
　村長の所見を伺います。
　以上で質問を終わります。
　答弁内容によっては、再質問します。

（本頁は白紙です）

令和３年第２回（６月）定例議会一般質問通告書

令和３年６月１５日

利島村村議会議長　殿

利島村議会議員
石野　治

本議会において、以下の項目について質問することを通告いたします。

１．東京都に寄せられた本村に対する異常な件数の苦情や情報提供に関して

３月議会行政報告において「令和２年１２月１日～令和３年２月１５日までの間に職員に関する苦情や情報提供が急増し、４１通にもなった」と報告がありました。それに関して、規律の再徹底をし、信頼される行政運営に努める旨を述べました。また、事実無根の特定の職員に対する誹謗中傷、名誉棄損に対してはしかるべき機関に相談や、捜査を依頼することを検討するとも述べられていました。そこで質問です。

① この報告の前、直近３年内に利島村に対する投書件数を、年月別に、何件あったのかお示しください。

② 人名に関する箇所を除き、どのような投書内容があったのか議会にお示し下さい。

③ 事実無根の内容に対して対処を検討とありましたが、その投書内容が事実無根であると判断するためにどのような精査が行われたのですか。具体的にお示しください。

④ 指摘された職員に変化が見られますか。また、全体の雰囲気が変わりましたか。

⑤ ４１件もの投書があった事実について、村長の見解をお聞きします。

２．３月議会予算案について

３月議会で質問し、わからないということでそのままになっておりました。４７４ページ１．特別職（３）その他欄について内訳を説明下さい。

３．焼却場建設及びごみ処理について

① 焼却場建設にあたっては早急に対応を要する問題であることは、皆が理解していることであります。令和３年３月議会にて、焼却能力の最大値については執行部側から決まっているとの答弁があり、施設規模についてはほぼ決まっているものと認識しております。ごみ分別についても住民に浸透しつつあり、例年以上のごみは出ないと担当課は想定しているのではないでしょうか。そうした時に、着工を遅らせているのは用地の問題だけとなります。そこで、用地取得の現在の状況と、来年度着工、令和５年度運用開始としているまでの具体的な事業計画を、工程ごとに期日を示し担当課長がお答えください。

② 現在役場職員がゴミ収集などの業務を臨時的に担っていますが、この臨時的体制をこの先長期間続く場合でも、役場職員のみで対応が可能ですか。そして現在の状況がいつまでで続くものと想定していますか。また、委託先、非常勤職員の応募選定は進んでいますか。本来はどのような体制でごみ処理事業が行われるべきと考えているのか、具体的な方針と、解決できていない問題点を産環課長がお答えください。

③ 可燃ごみの収集日は火曜日・金曜日であり、ごみの分別がかなり進んでいても、なお、可燃ごみの中には排水溝ネットやコーヒーフィルター、プラスチックごみでは出せない汚れたビニール類などがあることから、日数が経つことで悪臭やコバエが発生する原因となります。これから夏場に向けては尚更です。出島などに際して、一定期間そういったゴミを処理できずに苦慮されている住民がいることから、役場前のステーションに限定し、投入することができるよう対応してくださることを希望します。

④ ごみの分別等の説明会において、一部の住民から季節によってステーションに利用軒数分を収めることが容量的に無理になることから、自宅に自費でステーション的なものを作成し、役場の許可を得て近隣住民と使用していたところ、収集をしないことになったということで、相談がありました。今はコロナ禍でもあり、夏場の繁忙期でもないので現ステーションで収まる量となっているが、今後ごみがあふれ出るのではないかと危惧している。村内の状況をステーションごとに利用者と照らし合わせてみると、少なくとも３か所、時期によりそのような状態になりうると調べました。夏前に早急に増設等の対応が必要かと考えます。増設することが難しいのであれば、先に述べた住民の収集施設を使用させていただけるよう依頼し、少なくとも１か所はごみがあふれる状況を打開するべきではありませんか。

⑤ 生ごみを分別することのメリットが大きいことは説明会で住民も周知のことであり、協力体制が整いつつあるところではあると思います。しかし、夏場を目前にし、今まで頑張ってやっていても苦痛となってくるのが生ごみの処理です。そこで提案です。

（１）回収日を１日増やす。

（２）生ごみ処理機（コンポスト）

３月議会で前田議員が提案されていましたが、平成５年度に実施し、効果が得られなかったので再配布や補助は考えていないとの答弁であったが、今は分別を行っており、状況が異なります。希望する軒数が数軒であっても、その分の回収がなくなることにつながります。分母の小さな利島村を考えると、１軒２軒でも効果は大きく、電気代を負担して処理していただくのだから、希望する世帯には配付若しくは高い補助率での購入補助を検討されたらいかがでしょうか。これも村長が常日頃から言われている地球にやさしい行動ではないでしょうか。

⑥ 一部では、生ごみバケツが２個、回収日が２日では夏場は特に不十分であるという意見を多く聞いております。その時に分解されるビニール袋の使用を希望するとの話がありました。そこで、村が指定するゴミ袋を販売されてはいかがでしょうか。繰り返し

生ごみバケツを使用するよりも衛生的で、回収する側も作業が容易になるのではないでしょうか。異物混入を確認できないとして、袋の使用を避けているとの説明が以前ありましたが、分別が定着しつつあるのならば、これを機に再検討なさってはいかがでしょうか。担当課長の見解を伺います。

４．新型コロナウイルス感染症対策について

① 村役場職員の都内へ出島後の出勤について緊急事態宣言下であること、離島という閉鎖空間であることから、帰島後一定期間のテレワークを実施するなど島民との接触を避けるべく施策を率先して講じるべきではないかと考えます。テレワーク環境を整備したとも聞いております。こうした時に使用せずにいつ使用するのか、村長の見解を求めます。

② ワクチン接種（２回目）を終了した対象者数をお聞かせください。また、接種希望であるが、未実施の住民がいる場合には今後の日程についても併せてお答えください。

５．利島村島外医療機関通院交通費等支援事業費補助金制度の拡充について

令和３年第１回（３月）定例議会一般質問にて、天候不良等不測の事態により、帰島ができず、延泊を余儀なくされた場合、延泊分についても助成対象とされたいとの要求に対し、『現行通り』という４文字での答弁でありました。再度申し上げます。利島であるが故の延泊、受診予定とする日の前日に出島したいが、時化により出島を前倒し、すべて天候との相談です。ヘリ予約があれば大島からの便で上京も可能ですが、ヘリとて席数に限りがあります。５月６月のように大型船がほぼなく、今回のようにヘリの急な故障により出島に不安を持たれた方も多かったことです。利島故の苦悩であり、利島故の出費なのです。制度の年間利用回数は約１５０回～２００回とのことです。単純に最大値を求めても１泊分で６８万円、２泊で１３６万円です。不正な請求を危惧するならば、領収書、欠航日を調査すればわかることです。はやく出島しておかなければ、当日の欠航もありうることで、これも利島の事情です。せめても延泊となった場合のみでも補助対象とできないのか検討していただきたく、再度質問いたします。住民に寄り添うという村長の方針があるならば、現行通りという４文字で回答を終わらせることなく、対応していただけるものと期待しております。

６．ＩＰ告知端末及び防災無線放送について

① 広報５月号折込記事に、「経緯の報告とお詫び」と題し配付されたが、２月号折込、３月号折込もそうであったように、住民には何が書かれているのかもよくわからないといった声があります。今回、行政側は法令を解釈する上で誤りがあったために、見直すとありましたが、これは何度も防災無線と行政無線があると申し上げてもその都度、防災行政無線であると突っぱねるばかりでした。村民の生活に直結する事柄であるに

も関わらず、さも大したことはなかったかのように受け取れる記述であり、また、指摘を受けての訂正であったことを正直に記載するべきではないでしょうか。

なぜ法令解釈を誤ったまま事業が進行していったのか、また解釈の誤りがあった内容とは具体的に何だったのか担当課長がご説明下さい。

② 当初計画では令和２年夏ごろを目途に運用開始とのことだったと思います。その後新型コロナウイルス感染症の影響により運用開始時期が遅れたとの説明でした。現在、稼働しているタブレット画面には、項目はありながら、中身に何も記事がないものがいくつかあります。昨年夏ごろにスタートさせようとしていたのならば、現在の状況程度はその時点で整っていたはずであり、そこから半年以上準備期間があったにもかかわらず、稼働していないコンテンツがあるのはどういったことからですか。また、昔の写真などを流していますが、当時の利島村の写真などではなく別地域の写真を掲載しているのはなぜですか。担当課長がわかりやすくご説明下さい。

③ 説明会において、「聞き逃した放送については後で何度でも確認ができる」とありました。しかし、データは１週間程度しか残っておらず、長期出島などの際には不在時の情報を得ることができないものでありました。（このことについては村役場に連絡済み。長期保存ができるよう対応していただけると回答を得ている。）放送データの保存期間については、システム稼働以前に行政側が把握しており、その上での説明会だったのか担当課長がご説明下さい。

④ ＡＩによる音声放送は、説明会にて副村長が聞き取りやすい放送になると明言しておりましたが、現実には職員による放送よりも聞き取りにくいという意見が多数あり、副村長も聞き取りにくさについてはお認めになっています。サンプル音源などは未確認だったのですか。

⑤ 1台6万円以上もするタブレットであると説明会等でもご説明ありましたが、常時充電していないと使えない、文字の拡大機能も付いていない、これは多くの住民からの意見でもありますが、通常のタブレットのようにインターネット検索などにも使用できるかのような印象を与えながら、実際には村などからの情報を得るだけのものであり、到底 6 万円の価値があるものとは思えない機能です。これだけの機能しか使わせないのであればもっと安価な機種も選定できたのではありませんか。この機種でなければならなかった理由説明を総務課長に求めます。

併せて先に質問したデータ保管期間、AI 音声にも関わりますが、機能等を実際に確認されずに導入したとしか思えないのですが、多額の費用を投入、住民の反対の声がある中で進めた事業にもかかわらず、この状況はお粗末すぎます。このような問題が発生した原因、それに対する対応策について総務課長に説明を求めるとともに、村長の見解を求めます。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校やデイホームと住民の関りが以前と比較すると減少せざる得ない状況となっております。そこで、不定期でもいいので子ど

もたちや、施設利用しているお年寄りの姿を住民にもお知らせくだされば、喜んでくれる人が必ずいると考えております。前向きな検討をして下さると信じておりますが、総務課長はどのようにお考えでしょうか。

⑦　全戸に配布するとした個別受信機については、具体的にいつ配付されるのか総務課長がお答えください。

⑧　デジタルサイネージの設置数、設置個所、設置予定日、運用開始予定日を担当課長がお答えください。

７．ストロングハウス建設について

協力隊の方々が副収入を得るために野菜などを作り活用するために建設するということで補正の事後承認がされた件ですが、現在そのハウスでは農協の管理のもと椿の苗が育成されているとのことです。当初の説明と相違することですが、なぜこうなったのか説明願います。

また、後の議会において教員住宅の隣接地に建設されると報告がなされましたが、これらは関連性のある話であるにもかかわらず、別々に議会に報告されました。行政と議会がともに協力し合い利島のために手を携えていくことが肝要だと考えております。すべからく敵対視するのではなく、大いに話し合い、よき村政を目指していきましょう。これについては村長の見解を伺います。

８．利島港の越波対策について

港湾施設は離島の生命線であることは誰もが関知し、船の就航率が上がることを誰もが望んでいるところです。村でも東京都に対して強く要望をしてくださっているところではありますが、悪天候時、パラペットを超える越波とケーソンの隙間からの吹上、利島の桟橋の状態は最悪であると言えます。島民は傘を差し、かっぱを着る人もいますが、観光客、出張で来られた方等、晴天時に来島された方々は、ただただ濡れるしかない状況にあります。そこで、株式会社 TOSHIMA には剰余金もあることから、小型バスを購入し、乗客が多い場合には待合所と乗り場をピストン輸送することでそれらの問題を一先ず回避できるかと考えます。株主として、村民、来島者のために行動されることを強く望みます。

９．株式会社 TOSHIMA について

株式会社 TOSHIMA は本村の生活基盤を担っており、不可欠な企業です。そのためには、社員の安定した生活を支える給与や福利厚生の充実も必要とされます。今後は、職員数が安定的に確保され、会社自体も健全に持続していってくれることが村民の願いです。

①　令和２年度中に定期航路等運営業務委託契約を当該会社との間で契約変更は行われ

た事実はありますか。変更点があるならばすべてお示しください。

② 令和３年度定期航路等運営業務委託契約書では、前年度と比較したときに２項目が削除されました。１つは第５条の２ですがこれを削除した理由を担当課長がご説明下さい。

２点目は１５条です。これについても削除した理由を担当課長がご説明ください。

③ 令和２年度における委託料は、実費精算とし過払い分ついては令和３年５月３１日までに返還がされましたか。されていなかった場合、請求しましたか。あくまで定期航路等運営業務委託においての契約内容であり、何ら議論される必要はなく粛々と契約を実行するのみです。担当課長は請求の有無、未請求の場合はその理由をお答えください。

10. 愛らんどシャトル定期便に対する助成

昨年 12 月議会において、愛らんどシャトル定期便については搭乗率の向上につながるような別の助成を検討していると執行部が述べていましたが、現段階での検討状況を具体的に担当課長がお答えください。

令和３年第２回定例議会一般質問

令和３年６月１５日

議員　井口　保

１．　モノラックについて

３月議会でも少し質問させて頂きましたが、モノラック設置から30年以上経過しています。毎年整備をして頂いていますが、それでも機械の故障やレールの腐りや、またレールを支えている部分のボルトナットなどが相当傷んでいますが、村としてはどのような考えを持っているのか質問致します。

２．　ゴミ対策について

ごみの回収を村職員の方々が行っていますが、住民の方々からはいつまでこの状態を放置しておくのかという苦情があります。私も村職員の方々が自分の仕事をストップしてまでやって頂いています。一日も早くこの状態を改善していかなければいけないと思っていますが、村としては今後の施策はどのようにしていくのか質問致します。

以上

（本頁は白紙です）

報告第　１号

令和２年度利島村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、令和２年度利島村一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を調製したので、これを報告する。

令和　３年　６月１５日

提出者　　東京都利島村長　　前　田　福　夫

令和２年度　利島村　繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	都支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
２.総務費	２.総務管理費	デジタルサイネージ整備工事	7,500,000	7,500,000		7,500,000			0
２.総務費	３.戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム保守委託料	6,380,000	6,380,000		6,380,000			0
９.消防費	１.消防費	個別受信機購入	7,700,000	7,700,000		7,700,000			0

令和3年6月15日 提出

東京都利島村
村長　　前田　福夫

議案第２５号

令和３年度東京都利島村一般会計補正予算＜第１号＞

令和３年度東京都利島村一般会計補正予算＜第１号＞は、次に定めるところによる。

[歳入歳出予算の補正]

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ　２６，０６４　千円を増額し、歳入歳出予算の総額を　１，５１４，０６４　千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の［款]・[項]の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算の補正」による。

令和３年　６月１５日

提出者　東京都利島村長　前　田　福　夫

議決第　　号

令和３年　６月　　日　　原案　　決

東京都利島村議会議長　　寺　田　　優

令和３年度一般会計補正予算＜第１号＞の概要

1 概要

タブレット（IP告知端末）の在庫200台がほぼ枯渇したため、20台を買い増し・配布を行う。

また、可燃ごみに紛れ込んでいたスプレー缶の爆発により、焼却炉が損傷したため、修繕を実施するほか、早急に策定が義務付けられている「国土強靭化地域計画」の策定を行う。

また、年度早々の三度目の緊急事態宣言やその延長に伴う事業者支援やワクチン住民接種を万全に実施するための民間医の招へい等、新型コロナウイルス感染症対策を能動的に実施したことに伴い、予備費が減少したことから新たに予備費を積み増す。

その他判明した計上漏れの予算の計上を行った。

※（〇頁）は、議案書の頁番号を表している。

2 一般会計補正予算

（１）予算規模

補正前の額：1,488,000千円　補正額：26,064千円　　計：　1,514,064千円

歳 入 の 補 正		歳 出 の 補 正	
村税		議会費	
地方譲与税		総務費	2,345
利子割交付金		民生費	1,512
配当割交付金		衛生費	3,759
株式等譲渡所得割交付金		労働費	
法人事業税交付金		農林水産業費	
地方消費税交付金		商工費	1,173
環境性能割交付金		土木費	
地方特例交付金		消防費	5,951
地方交付税		教育費	
使用料及び手数料	500	災害復旧費	
国庫支出金		予備費	11,324
都支出金			
財産収入			
寄付金			
基金繰入金	25,564		
繰越金			
諸収入			
村債			

（２）補正予算の事業（主要なもの）

① 借上職員住宅事業（総務費・総務課） 556 千円（45頁上段）

【内容】

村内の空き家等を職員住宅として借り上げる際の賃借料の計上が漏れていたため、計上を行った。

② 電動カートの購入費（総務費・総務課） 150 千円（45頁中段）新規事業

【内容】

村内で使わなくなった電動カートを時価相当で買取りを行い、高齢者が都度利用できる移動手段のほか、普通自動車免許がない職員等が村内で広報などを配達するための移動手段として位置付ける。

※ 35万円で減価償却期間７年で想定。

③ 臨時保育士派遣委託（民生費・住民課）1,512 千円（45頁中段）

【内容】

常勤保育士の採用が難航しており、派遣の保育士の派遣期間を２か月延長したことに伴う費用を計上した。

④ 清掃センターの修繕（衛生費・産業・環境課）3,759 千円（45頁下段）

【内容】

可燃ごみに混入していたスプレー缶の爆発により、焼却炉が大きく損傷し、予定していた修理費用（20,000千円）で不足することが明らかになったため、追加の修繕費用を計上した。

⑤ 商工観光振興費補助金（商工費・産業・環境課）1,173 千円（47頁上段）

【内容】

盆踊り大会の実行委員会に支払う花火大会の補助金や、東京諸島観光連盟の会費（分担金）の計上が漏れていたため、計上を行った。

⑥ 国土強靭化地域計画策定業務（消防費・総務課）3,850 千円（47頁中段）

【内容】

国土強靭化地域計画とは、強くしなやかな（レジエンスな）地域づくりのために、①人命保護②村の主要機能が致命的な被害を受けない対策③被害の最小化④迅速な復旧・復興のために、国から策定が求められている計画である。

令和３年５月末時点で都内62区市町村のうち本村を含む8区町村が未策定となっており、今後、様々な補助金や国の支援を受け取る上で本計画の策定が不可欠となってきていることから業務委託により策定する。

⑦ 地震計の撤去（消防費・総務課）2,101 千円（47頁中段）

【内容】

防災行政無線と連動する地震放送については、現在、国のＪアラートに連動する地震計を利用しており、過去に設置した地震計は故障に加え、利用しなくなったことから、不要になった地震計を撤去する。

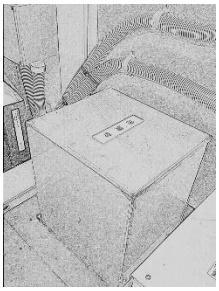

役場1Ｆ無線室
⇒撤去

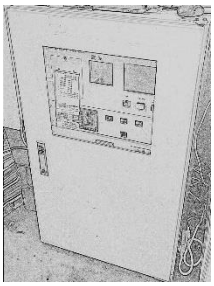

役場1Ｆ無線室
⇒撤去

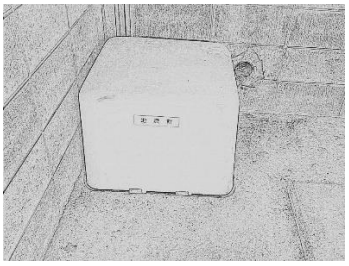

役場敷地内変電室
⇒撤去

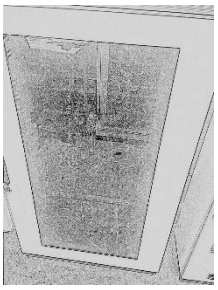

役場1Ｆ無線室
⇒継続利用

⑧ 予備費の積み増し（予備費・総務課ほか）11,324 千円（47頁中段）

【内容】

11,680千円を計上していたが、緊急事態宣言その延長に伴う事業者や農漁業者の緊急支援（7,800千円）や、新型コロナワクチン住民接種を万全に実施するための民間クリニックの招へい（2,575千円）を予備費から支出（計10,375千円）したため、11,324千円を追加計上し、非常時等に備える。

（本頁は白紙です）

第　１　表　歳入歳出予算

１　歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１３使用料及び手数料		21,375	500	21,875
	１使用料	21,206	500	21,706
１８繰入金		279,184	25,564	304,748
	１基金繰入金	279,184	25,564	304,748
歳　　入　　合　　計		1,488,000	26,064	1,514,064

２　歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
２総務費		479,974	2,345	482,319
	１総務管理費	447,084	2,345	449,429
３民生費		161,427	1,512	162,939
	３児童福祉費	44,587	1,512	46,099
４衛生費		259,961	3,759	263,720
	２清掃費	61,308	3,759	65,067
７商工費		131,615	1,173	132,788
	１商工費	20,855	1,173	22,028
９消防費		21,839	5,951	27,790
	１消防費	21,839	5,951	27,790
１４予備費		11,680	11,324	23,004
	１予備費	11,680	11,324	23,004
歳　　出　　合　　計		1,488,000	26,064	1,514,064

歳入歳出予算事項別明細書

１　総　括

（歳　入）

款	補正前の額
１ 村税	46,043
２ 地方譲与税	2,146
３ 利子割交付金	67
４ 配当割交付金	340
５ 株式等譲渡所得割交付金	283
６ 法人事業税交付金	64
７ 地方消費税交付金	7,587
９ 環境性能割交付金	318
１０ 地方特例交付金	1
１１ 地方交付税	328,948
１３ 使用料及び手数料	21,375
１４ 国庫支出金	85,701
１５ 都支出金	652,626
１６ 財産収入	3,921
１７ 寄付金	900
１８ 繰入金	279,184
１９ 繰越金	1
２０ 諸収入	47,495
２１ 村債	11,000
歳　　入　　合　　計	1,488,000

（単位：千円）

補正額	計
0	46,043
0	2,146
0	67
0	340
0	283
0	64
0	7,587
0	318
0	1
0	328,948
500	21,875
0	85,701
0	652,626
0	3,921
0	900
25,564	304,748
0	1
0	47,495
0	11,000
26,064	1,514,064

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
１ 議会費	19,351	0	19,351
２ 総務費	479,974	2,345	482,319
３ 民生費	161,427	1,512	162,939
４ 衛生費	259,961	3,759	263,720
５ 労働費	20,980	0	20,980
６ 農林水産業費	156,143	0	156,143
７ 商工費	131,615	1,173	132,788
８ 土木費	48,471	0	48,471
９ 消防費	21,839	5,951	27,790
１０ 教育費	117,692	0	117,692
１２ 公債費	58,867	0	58,867
１４ 予備費	11,680	11,324	23,004
歳　出　合　計	1,488,000	26,064	1,514,064

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
			2,345
			1,512
			3,759
		500	673
			5,951
			11,324
		500	25,564

２　歳　入

款　　１３　使用料及び手数料

科目	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料	21,375	500	21,875
1 使用料	21,206	500	21,706
4商工使用料	0	500	500
18 繰入金	279,184	25,564	304,748
1 基金繰入金	279,184	25,564	304,748
1基金繰入金	279,184	25,564	304,748

（単位：千円）

節		説明	
区分	金額		
1作業用車両使用料	500	①作業用車両使用料	500
1財政調整基金繰入金	25,564	①財政調整基金繰入金	25,564

3　歳　出

款　　2 総務費

科目			補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源		
						特定財源		
款	項	目				国都支出金	地方債	その他
2総務費			479,974	2,345	482,319			
	1総務管理費		447,084	2,345	449,429			
		1一般管理費	80,685	556	81,241			
		2企画広報費	288,470	1,789	290,259			
3民生費			161,427	1,512	162,939			
	3児童福祉費		44,587	1,512	46,099			
		2児童福祉施設費	39,285	1,512	40,797			
4衛生費			259,961	3,759	263,720			
	2清掃費		61,308	3,759	65,067			
		1ごみ処理費	61,308	3,759	65,067			
7商工費			131,615	1,173	132,788			500

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明
2,345			
2,345			
556	13使用料及び賃借料	556	１３借上職員住宅事業 556 １３使用料及び賃借料 556 使用料及び賃借料 556 借上職員住宅賃借料
1,789	12委　託　料	1,639	３企画広報事務費 150 １７備品購入費 150 備品購入費 150 電動カート購入費用 １１村内情報通信基盤網整備 1,639 １２委　託　料 1,639 業務委託料 1,639 IP告知端末追加購入・設定委託料
	17備品購入費	150	
1,512			
1,512			
1,512	12委　託　料	932	３児童施設管理経費 1,512 １２委　託　料 932 業務委託料 932 臨時保育士派遣委託 １３使用料及び賃借料 580 使用料及び賃借料 580 臨時保育士宿泊施設使用料
	13使用料及び賃借料	580	
3,759			
3,759			
3,759	14工事請負費	3,759	１清掃センター管理経費 3,759 １４工事請負費 3,759 工事請負費 3,759 清掃センター設備修繕工事
673			

款　7 商工費

科目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
						特定財源		
款	項	目				国都支出金	地方債	その他
	1商工費		20,855	1,173	22,028			
		1商工観光振興費	20,855	1,173	22,028			
	2離島交通受託事業費		110,760	0	110,760			500
		1離島交通受託事業費	110,760	0	110,760			500 使用料・手数料 500
9消防費			21,839	5,951	27,790			
	1消防費		21,839	5,951	27,790			
		3災害対策費	13,752	5,951	19,703			
14予備費			11,680	11,324	23,004			
	1予備費		11,680	11,324	23,004			
		1予備費	11,680	11,324	23,004			

（単位：千円）

内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
1,173				
1,173	18負担金補助及び交付金	1,173	３商工観光振興費補助金 １８負担金補助及び交付金 補助金 盆踊り大会補助金 ４商工観光振興費負担金 １８負担金補助及び交付金 負担金 東京諸島観光連盟分担金	600 600 600 573 573 573
△500				
△500				
5,951				
5,951				
5,951	12委託料	5,951	２災害対策経費 １２委託料 業務委託料 国土強靭化地域計画策定業務委託 地震計撤去作業委託	5,951 5,951 5,951 3,850 2,101
11,324				
11,324				
11,324			１予備費 ２９予備費 予備費 予備費	11,324 11,324 11,324